

全国美術館会議機関誌
全美フォーラム

ZENBI FORUM

全国美術館会議機関誌

全美フォーラム

ZENBI FORUM

01
F-02

文化財調査を通して返還問題を考える
日本民藝館 杉山享司

02
F-05

地方の小規模公立美術館を
活性化するための一可能性について
—新たな視点により県内文化圏の構図を描き直してみる—
南アルプス市立美術館 向山富士雄

03
F-08

いま美術館名に「近代」は必要か？
富山県美術館 雪山行二

04
F-12

京都市美術館の夢
京都市美術館 山田 諭

05
F-15

日本の美術館と学芸員の未来を描くために
—「シンポジウム これからの博物館の在るべき姿
～博物館法をはじめとする関連法等の改正に向けて～」報告
和歌山県立近代美術館 青木加苗



私たち加島美術は美術商として欠かせない「真美眼」と「審美眼」を磨ぎ澄まし、日本美術の国内外への普及と発展のために尽力しております。そのフィールドは由緒ある古美術から新進気鋭の現代作家まで、日本美術の多岐のジャンルに及びます。

1F 展示スペースはモダンな内装で作品を展示しており、従来の日本美術のイメージにとらわれない、現代的な空間での日本美術の楽しみ方を提案しております。ギャラリー2Fには本格的な茶室があり、こちらでは和室の中における作品の佇まいも堪能することが出来ます。

年に2回開催される日本美術展示販売会「美祭-BISAI-」や、一般の方の美術品の売買を仲介する入札会、その他企画展も随時開催しており、優れた作家の再評価に繋がると共に、日本美術を広く多くの方に楽しんで頂けるよう努めております。どうぞお気軽にギャラリーまで足をお運びください。



加島美術

株式会社 加島美術

〒104-0031
東京都中央区京橋3-3-2
tel:03-3276-0700
fax:03-3276-0701
mail:info@kashima-arts.co.jp



文化財調査を通して返還問題を考える

杉山享司

Takashi Sugiyama (日本民藝館)

文化財の返還をめぐる、長年にわたり議論がたかわれている。論点は、「植民地時代や戦時に故国から持ち出された文化財を、もとの持ち出された所に返還すべきか否か」というもので、日本もその当事国として韓国から特定の品の返還が求められている。

問われているのは、文化財の所有の在り方である。文化財を「民族固有の遺産」と見るか、あるいは「人類共通の遺産」と見るかによって、見解は大きく分かれる。

この問題の解決をより難しいものになっているのは、略奪や不法に持ち出された文化財のみならず、譲渡や商取引を通じて流出したものも返還の対象になりうるからだ。美術館や博物館に関わる者にとっては、実に悩ましい問題である。実際に2012年に起こった対馬での仏像盗難事件以降、韓国に作品を貸し出すことに危惧の念を抱き、一部では出品を差し控えるなどの状況が生じているともいう。

さて、このような状況の中、2014年8月に韓国の国外所在文化財財団から当館に対して、所蔵する韓国文化財の調査依頼が舞い込んだ。

同財団は、海外に所在する韓国文化財の現況把握と総合的な調査と活用を通して、その価値を国内外に知らせるための専門機関として、2012年に韓国文化財庁傘下の特殊法人として設立。韓国政府の文化財返還公式窓口ともなっている。

当館への調査依頼の内容は、韓国にゆかりのある全ての文化財の所蔵経緯から文化財的価

値までを、韓国から派遣される各分野の専門家と共に総合的に調べ、その成果を書籍『国外韓国文化財』として記録に残すことである。同様の調査は、すでにアメリカやオランダの美術館、国内では早稲田大学會津八一博物館で実施された。

当館には1920年代から30年代にかけて創立者の柳宗悦らが朝鮮半島を巡って蒐集した、陶磁器や絵画、家具、木工品、石工品、金工品など約1600点が収蔵されており、国内屈指の質・量を誇る。ちなみに、柳は植民地時代にあつて朝鮮民族が生み出した固有の文化を愛し、その紹介と保護に生涯をささげた人物として、韓国国内でも知られている。そのような経緯もあり、白羽の矢が立てられたのであろう。

早速、本件の対応について会議が持たれた。討議の席では、韓国からの返還要求を懸念する声が多かったことも事実である。だが、当館としての結論は、調査を全面的に受け入れることに断を下したのであった。

所蔵品の海外への紹介をはじめ、韓国側研究者との人的交流の促進や学術調査によって得た情報の共有は、当館によっても重要なことである。そして、なによりも創設者たちが育んできた、日韓の文化交流と相互理解の志を継承すべきであるとの想いが、このような判断につながったのだ。

なお、同財団の安輝濬前理事長（ソウル大学名誉教授）が示した「不法搬出が確認された文化財は例外であるが、韓国文化を知らせるのに効果的ならば文化財を海外に置いておくべきだ」（世界日報 2015年6月24日）との意思や、財団の日本事務所の金成鎬所長（当時）からの「この事業は、文化財の返還を目的とするものではなく、あくまで海外に所蔵されている韓国由来の文化財の現状把握と、それらの今後の活用が目的である。文化財調査を通して、両国の交流をさらに深めていきたい」という実直な説明も、判断を下す際の大きな力となった。

さらに、韓国国内で当館がこれまでに開催してきた、「うれしい韓国民画展」（ソウル市歴史博物館、



2016年9月にソウルで開かれた国際フォーラム「日本所在韓国文化財の研究と活用」での報告会（発表者は筆者）の様子



館内における文化財調査の様子

2005年)や「文化的記憶・柳宗悦が発見した朝鮮と日本展」(イルミン美術館、2006年)、そして「柳宗悦展」(韓国国立現代美術館別館・德寿宮美術館、2013年)などの実績や、その間に培った韓国の博物館関係者との信頼関係が、本件の意志決定に大きな影響を与えたことも付け加えておきたい。

当館では、この調査事業を創設80周年記念事業の一環として位置づけ、2014年12月に「日本民藝館所蔵品の調査・研究に関する業務協約」を同財団と正式に調印。館内での調査は、同月の第一次調査を皮切りに翌年9月の第五次調査まで実施された。調査に伴う修復支援事業も並行して行われ、事業全体の調査報告書として「日本民藝館所蔵韓国文化財」が現在刊行中である。また、この調査の成果を基に「日本民藝館所蔵 朝鮮工芸の美」展(2016年4月2日、6月12日)を当館で開催。同展は、NHK及び韓国KBSや民放のニュース番組、日韓の主要新聞、雑誌等でも紹介され、国内はもちろん韓国からも多くの方が来館された。

日韓両国の硬直してきた政治状況の中で、文化財を介してこのような交流の場を設けることができたことは非常に大きな意義があったように思う。文化財を本来あった場所に戻すということも重要であろうが、文化財が有する情報や価値を互いに共有することこそが大事な責務ではないかと実感した。

東アジアという地域内で、様々な文化を相互に共有し合いながら、長い時間をかけて発展させてきた日韓両国の歩み。この歴史的な事実を忘れずに、これからの文化財の問題を考えていかなければならないと、つくづく考えさせられたのであった。

地方の小規模公立美術館を

活性化するための二可能性について

—新たな視点により県内文化圏の構図を描き直してみる—

向山富士雄

Fujio Mukoyama (南アルプス市立美術館)

日本の大小様々の公立美術館はかつての花盛りの時代から、昨今は美術館氷河期とまで評されることが多くなってきた。私は丁度その時代と並行して30年余勤務した山梨県立美術館を2年前に退職し、現在は県北西部に位置する南アルプス市立美術館で、館長として新たなスタートを切った。着任すると間もなくして、「市立美術館は県立とは違って、良くも悪くも反応が早い」とある美術館長から心強いアドバイスを頂いた。

行政単位が小さくなった分、美術館に対する市民や行政側の反応の速さは日々新鮮であるが、中でも市長や教育長といった文化行政のトップたちとの美術館運営についてのコミュニケーションは、スピーディー且つタイムリーであり、美術館運営における極めて重要な機会となっている。そして、常に美術館の立ち位置を確認できる点においても、行政との距離感は前職時代とは全く比較にならないほど近くなった。

とはいえ、地方美術館が抱えている問題の多くは、行政の考え方によるところが大きく、それほど多くの差異はないと思われる。大都市東京をはじめ、近隣の県庁所在地のある主要都市や政令指定都市にある大型美術館が、大手の新聞社やテレビ局と共催して、いわゆるブロックバスター的な大規模展を開催しているのに対して、地方の公立美術館はそれを横目に地味でマイナーな展覧会を開いてかろうじて美術館の体制を維持するという、二極化の様相に変わりはない。首長の交代が文化行政の行方に大きく影響し、それに伴って予算も変動しやすい地方

の美術館。八方塞がりといっても過言ではない。

このような状況の中、少しでも改善するための一試策として、県内文化圏の構図を描き直すことで、新たに地方公立美術館の活性化への一つの糸口を探ってみることにした。

次代を見据えた新たな視点で文化圏を俯瞰してみる

山梨県にはミレーコレクションで知られる県立美術館以外に、南アルプス市立美術館をはじめとして、ノーベル賞受賞でも話題になった大村智博士が自ら館長を務める韮崎大村美術館など4つの市立美術館（複合施設も含む）と、身延町なかとみ現代工芸美術館や近藤浩一路記念南部町立美術館など二つの町立美術館が甲府盆地を囲むように点在する。そして、他にも南は河口湖や北は八ヶ岳南麓を中心に、近年特に多くの私立の美術館が次々に設立されている。しかし、首都圏に隣接した身近な観光地として、一見賑やかそうにも見える山梨の美術館の実情は、決して明るいものとは言い切れない。各館の課題を打開するには、単独による美術館運営だけでは、もはや限界にきていると言わざるを得ない状況なのである。

そこで一つの方策としては、文化施設（美術館・博物館など含む）の地理的配置を考慮しながら、これまで甲府を中心に描かれてきた文化圏の県域全体図をいくつかに分割し、その中で南アルプス・富士川流域に沿った、新たな文化圏の構築を目的にその構図を描き直してみたい。具体的には南アルプス連峰に並行して、かつては舟運で栄えた歴史と文化が色濃く残る富士川流域という地理的条件に併せ、静岡から山梨、長野を経由して新潟に貫く、平成31年の開通を目指す中部横断自動車道に新たな文化圏構想を重ねながら、そこから経済や文化、さらには観光の新エリアやスポットへと美術館を一つのキーワードとしながら、そこから新たな可能性を創出しようとするものである。なお、この構想の一つのモデル地域としては、美術館巡りと観光を融合させた先例として、長野県安曇野盆地の美術館文化圏を参考に行っている。

さらにもう一つ、静岡から山梨、長野にまたがる、南アルプス連峰を一つの経済や文化の行きかう帯路に見立て、中でも南アルプス・ユネスコ・エコパークの理念を十分に取り込んだ、地域文化の活性化、観光振興、農商工活性化、移住定住促進、子育て支援の各分野との連携を強化することで、さらに保存機能、学術的研究支援、経済と社会の発展を目的に核心地域、緩衝地域での活動、移行地域の三つのエリアへと分割している。

構想をさらに具体的に効果的な実践へと近づけるために

手始めとして、次年度より取り分け公立美術館を中心に、共通テーマによる共働の展覧会（郷土ゆかりの著名写真家の共同開催展、館の主要コレクション、コミュニティの作家たち、あるいは郷土ゆかりの作家の作品交換展など）の開催を計画中である。また、各館キュレーターのオリジナル企画による交換展も実現したいと考えており、その主な美術館としては南から近藤浩一路記念南部町立美術館、身延町なかとみ現代工芸美術館、南アルプス市立美術館、南アルプス芦安山岳館、韮崎大村美術館などの公立美術館を予定している。

また、今後さらに継続していきたい将来の計画については、青春白樺美術館や平山郁夫シルクロード美術館、富士川・切り絵の森美術館、中村キース・ヘリング美術館といった私立の個人的な美術館、さらには甲斐黄金村・湯之奥金山博物館など博物館とも新たな企画を立ち上げることで各館のつながりを深め、共働による新たな活動を模索しながら事業を展開していきたいと考えている。

館の全面改修と増築を二つのきっかけにして

第2次美術館ブーム以降に建設された多くの美術館が開館からすでに30年を経過している。近年そのサイクリカルな節目が丁度重なることもあり、改修を計画する館が増えている。当館も、

開館27年目を迎えた中で、昨年ようやく全面改修と増築の夢が叶い、来年1月11日のグランドオープンを目標に、12月末まで工事休館中となっている。

また、この間にはボランティア組織の見直しと再構築、副館長を主力としたドネーションやファンドレイジングを研究し、個人・法人を含めた新たな基金の在り方を研究・実践するアート・マネージメントの強化。そして新しい文化圏の構想を实践するプログラムの構築と運営など三つの大きな目標を掲げた。

この度の館の改修増築を契機として、リノベーションだけではなく、まさに館の将来とともに文化圏を再構築できるような、大きなイノベーションへのきつかけともなれるよう、大きく舵を切っていきたいと考えている。

いま美術館名に「近代」は必要か？

雪山行二 Koji Yukiyama (富山県美術館)

富山県立近代美術館（1981年開館）は、昨年3月の新美術館への移転と一部開館を機に、館名を「富山県美術館 アート&デザイン」に変え、8月26日、全面開館に至った。瀧口修造のコレクション展示室の拡充、膨大なポスター・コレクションを紹介する液晶タッチパネルの導入など、設立の原点と35年にわたる活動の成果をふまえつつ、立山連峰を望む開放的な建物（内藤廣建築設計事務所）や佐藤卓デザインの「オノマ

トペの屋上」などによって環境との一体化をはかり、参加型、体験型の美術館へと大きく舵を切った。この姿勢が広く共感を呼んだのか、一部開館からこの6月末までの入館者総数は156万人に達している。新美術館の運営方針については別の機会に記すことし、ここでは館名の変更について説明を加えておきたい。

富山県立近代美術館の移転・新築が決まったのは2013年の春。建物の耐震強度が国の耐震基準を充たしていないばかりか、展示室の中央に大きな吹き抜けがあることから、温湿度管理がむずかしく、消火設備もスプリンクラーを使わざるを得ないというハード面の欠陥が、その主たる理由であった。

館名の変更は、実は移転問題が生じる前から一部の関係者のあいだで議論の対象になっていた。それは堅い館名をもっと親しみのあるものに変えたいという要望に発していた。

私が移転を機に館名を変えることを石井隆一富山県知事に提案したのは、2014年のことと記憶している。それは、いかなる館名になるにせよ、「近代」は使いたくない、もう一つは、些細なことかもしれないが、「県立」の「立」を取り去ることだった。「立」ではいかにも「お上」が作つてやったという感じがして恩着せがましい。

館名に「近代」を冠した美術館の嚆矢は、敗戦まもない1951年に鎌倉に誕生した神奈川県立近代美術館であり、その年に博物館法が制定されている。翌年には国立近代美術館が東京の京橋に誕生し、同年、全国美術館会議の前身である全国美術館協議会が設立されている。以後、「近代美術館」は全国各地に誕生し、「近代」を冠する最後の美術館と見られる新潟県立近代美術館が長岡に誕生した1993年には、国公立に限っても13館に達していた。

一方、1995年には東京都現代美術館が誕生し、2002年には兵庫県立近代美

術館（1970年開館）が、やはり移転・新築を機に、「近代」を削除して兵庫県立美術館となり、愛称として「芸術の館」を採用している。同館の館名の変更について当時の館長木村重信は、次のように説明している。1970年代後半以降、欧米で現代美術館が多くつくられるようになり、そこでは「博物館」が「物」だけではなく「情報」を集めて発信する施設、いわば「博情館」に変わった。新美術館は「博情館」になることを目指すとともに、古今東西の美術を対象としつつ、巨視的に私たちの現在の関数的位置を確かめるべく、その名称を改めた。（開館記念展図録『美術館の夢』より要約）

私が館名の変更を主張した動機もこれと一部重なるが、要は「近代」という言葉がもはや「現代」を含んでいないことに尽きる。敗戦後しばらくのあいだ「近代」は封建主義からの脱却、「個」の確立、「自由」、そして輝かしい未来を象徴していたはずである。そこには、「近代の超克」が声高らかに呼ばれた「大東亜戦争」時の思想的状況に対する反発あるいは反省がこめられていたはずである。神奈川県立近代美術館のいわば設立趣意書にも、「近代」は「現代」とほぼ同じ意味で用いられていた。（鎌倉からはじまった 神奈川県立近代美術館の65年、2016年、水沢勉序文より要約）しかし21世紀に入って数十年を経た今日、「近代」とは、まず第一に過去の一時代を指す言葉と考えるべきではないだろうか。富山県美術館は20世紀美術に特化したコレクションを持つという点では今後も「近代美術館」であり続けるだろう。しかし、その「近代美術」を今日の視点から自由に捉えたい、既成の歴史主義的な見方から離れて古今東西の美術のなかで自由に考えたい、というのが私の動機であった。この機会を逃したら館名の変更はきわめてむずかしくなる。

私が一つ気にしたのは、富山県立近代美術館の生みの親ともいえる瀧口修造（1903〜79）の存在である。中田幸吉富山県知事（当時）が置県百周年の記念事業として県立美術館の設立を発表したのは1976年9月であるが、当時県の美術コレクションは皆無

であり、新美術館のコンセプトについてはほとんど白紙状態であった。知事から館長就任を要請された瀧口は、私の任ではないとこれを謝絶しながらも、知事に宛てた「美術館建設についての告白的メモ」（1977年5月）のなかで、「近代」という課題と正面から取り組むよう助言し、有名無名を超えて芸術表現発生の現場を見せる美術館、見る側の参加、他の芸術ジャンルとのコラボレーションなど、当時としては大胆な提案をしている。（『コレクション 瀧口修造』第10巻収録 久泉迪雄、「瀧口修造―覚え書き」、『とやま文学』2018年3月）

「富山県立近代美術館」という館名が正式に決まったのは1980年12月、開館のわずか半年前だった。瀧口自身は79年の7月に没しているとはいえ、この決定に瀧口が間接的にせよ影響を与えたことは想像に難くない。このような点から、「近代」を削除することには強い抵抗があるものと予想したが、それはまったく私の杞憂に終わった。

兵庫県立近代美術館に続く富山県立近代美術館の名称変更は、美術館の世界に静かな波紋を広げているように見える。和歌山県立近代美術館の山野英嗣館長は、かつて兵庫県立近代美術館に在籍したこともふまえながら「近代美術館」を展開してきた活動を具体的にあげ、「近代美術とは前衛」であるという熱い思いを語っている。（わが国の近代美術館事情、和歌山県立近代美術館のホームページに連載中）

そのほか、現在リニューアルのため休館中の滋賀県立近代美術館（1984年開館）が再開時に「近代」を削除するの否か、当初の予定より四半世紀も遅れて開館することになる「大阪市立近代美術館」がはたしてどのような名称になるのか、「近代」をめぐる議論が活発化することを私は期待している。

当館の新名称のうち「アート&デザイン」については、これとは逆に予想外の抵抗に遭った。この問題については別の機会に記したい。

京都市美術館の夢

山田 諭

Shota Yamada (京都市美術館)

京都市美術館は現在、2019年秋の竣工、2020年春の再開館を目指して、本格的な改修・新築工事を進めている。

ご存じのように、東京府美術館（現在の東京都美術館）に続いて、日本で2番目の公立美術館として、1933年に開館した京都市美術館の建物は、東京都美術館の旧館が1976年に解体撤去されたので、現存する最古の美術館建築として極めて貴重な文化財である。今回の改修工事においても、基本的には可能な限り当時の設計意匠を維持しつつ、現代的な「開かれた建築」として、大胆な改変も加えながら、開館から85年を経て老朽化した美術館の設備を最新の機能に改修する方針で進められている。

すでに基本設計は公表されているが、かつての美術館を熟知する人にとって、新しい美術館は心地よい驚きを感じさせてくれる建物となるに違いない。美術館を訪れたときのことを想起しながら読んでほしいのだが、これまでは平安神宮の大鳥居から続く広場から重厚な正面玄関が入って、薄暗い西広間の大階段の脇を通って、「大陳列室」と呼ばれる大空間に迎えられたのに対して、新しい美術館では、スロープ状に掘り下げられた広場を降りると、現在の正面玄関の地下部分に、柔らかくカーブするガラスリボンで囲われた正面入口があって、そこから低い天井のロビーを抜けて、新しい大階段を昇っ

ていくと、いきなり大陳列室に出るという鮮やかな仕掛けになっている。さらに大陳列室の向こうには、これまで閉鎖されていた東玄関の大扉が開放されて、日本庭園を眺めながら新館まで通り抜けられるというように、これまで「閉じた建築」であった美術館が、京都市動物園のある東側へも通じているのである。

このような建築的な刷新とともに、今回の改修工事において最も重要なことは、京都市美術館の開館以来の念願であった常設展が新設されることである。

昭和天皇の即位式を記念する「大礼記念京都美術館」として開館した京都市美術館は、当時の「美術館規則」と「経営方針」によると、京都恩賜博物館（現在の京都国立博物館）との役割分担から、古美術ではなく「新美術工芸品」すなわち「明治四十年以後ノ製品」（第1回文展が開催された1907年以降の作品）を対象とすると記され、まさに「現代美術館」として規定されていた。しかし、実際には、「ミュージアム」ではなく、東京都美術館と同様に、官設展（文展、帝展など）の開催が主要目的であり、当時の美術工芸家たちの発表の場すなわち「ギャラリー」としての役割を主体としていた。

画期的であったのは、「美術館陳列品ハ購入並ニ寄付・寄託ニヨル」という、まさに「現代美術」を収集する方針である。日本画の収集番号第1番が榊原紫峰《獅子》（1927年）であるように、京都画壇が全盛期を迎えていたこともあって、近代日本画の代表作を数多く収集する（購入よりも寄贈が多いが）ことができた。ただし収集活動は活発ではなく、厳選主義でもあったために、戦前のコレクション総数は252点を数えるに過ぎなかった。したがって、開館時から年間を通した常設展はなく、年2回ほどの「所蔵品陳列」を行うだけであった。戦後においても、この状況は変わらず、1960年代以降に「常設展（平常陳列）」という名称を付けながら、近年まで「コレクション展」が随時開催されてきただけであった。

2020年の再開館において、初めて年間を通じた常設展が開始される。これまで全国各地で開催した「京都市美術館所蔵品展」で好評を博した京都市美術館のコレクションがいつでも見られるようになるのである。常設展の意義は「いつでも名品を見ることができる」ことにあるが、残念ながら、日本画の場合には保存上の問題から年間を通して展示することはできない。しかし、日本文化の基底にある季節感を踏まえて、春夏秋冬の季節ごとに定期的に展示することで、時期を限れば「いつでも見られる」ようにできる。重要文化財に指定された竹内栖鳳《絵になる最初》をはじめとして、上村松園《待月》、木島桜谷《寒月》、西山翠嶂《槿花》、菊池契月《少女》、土田麦僊《平牀》、村上華岳《阿弥陀》、入江波光《彼岸》、野長瀬晩花《初夏の流》、中村大三郎《ピアノ》などなど、京都画壇の日本画の数々が年に一度は必ず見られるようになるのである。

今年度は47年振りに新しい収集方針の策定を行って、収集活動を活発にして、再開館を機にコレクションを豊富にすることで、常設展を充実させ、鑑賞教育を展開するというように、常設展を中核とした美術館活動を継続的に実行することで、京都市美術館は「ギャラリー」から「ミュージアム」へと転換していくことができる。

新しい常設展が京都の皆さんをはじめとして国内外の観光客から愛されるときともに、京都の若い美術家や学生たちへの豊かな刺激となつて、21世紀の新しい京都画壇が創りだされることが「京都市美術館の夢」である。

日本の美術館と学芸員の未来を描くために 「シンポジウム これからの博物館の在るべき姿」博物館法をはじめ めとする関連法等の改正に向けて」報告

青木加苗 *Kaname Aoki* (和歌山県立近代美術館)

全国美術館会議は昨年、「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」(以下、「原則と行動指針」)を採択した。その出発点には、1997年に始まる博物館法検討委員会での議論があった。法の検討から「美術館憲章のようなもの」を作ることの方針が変わり、「中間報告:美術館基準(案)」が発表されたのが2000年のことである。その後およそ10年の中断を経て、宙づりになっていた課題は美術館運営制度研究部会に引き継がれ、さらに長い議論と検討の末の採択であった。博物館法改正に向けた議論の前提として求められた美術館像がようやく描けたのが今だとするならば、当初の目的に立ち返る必要はないだろうか。「原則と行動指針」の冊子を発行して間もない去る1月20日、東京文化財研究所において「シンポジウム これからの博物館の在るべき姿」博物館法をはじめとする関連法等の改正に向けて」が開かれ、筆者は美術館運営制度研究部会の一員として出席した。

このシンポジウムは、昨年7月に日本学術会議 史学委員会 博物館・美術館等の組織運営に関する分科会(以下、日本学術会議)が提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿」博物館法の改正へ向けて」(以下、「提言」)を发出したこと、さらに遡る3月に(公財)日本博物館協会(以下、日博協)が「博物館登録制度のあり方に関する調査研究」報告書(以下、「報告書」)を発行したことによる。現行の博物館制度は現状にそぐわない様々な問題を

孕んでいる。にもかかわらず、2008年の博物館法改正が抜本的な解決を示さないものであったことから、それぞれが目指すべき改正の方向を検討してきた。今回、それら文書の内容を周知することで、日本の博物館における課題を共有、その解決に向けた議論の深まりが期待されたのであった。このシンポジウムでは双方各2名から、それぞれの文書の成立背景と今後の展望が報告され、その後に総合討論が行われた。その内容を整理し、報告としたい。

「提言」では、教育基本法を母法に持つ社会教育法に準拠した博物館法（1952年施行）が文部科学省生涯学習政策局社会教育課の所管であるのに対して、文化財保護法（1950年施行）が文化庁の所管となっており、両法律間に整合性がないことを前提に認め、以下の4つの問題点が指摘されている。①国立館が博物館として登録できない制度の歪み②博物館等が教育委員会の所管を離れ、登録博物館の要件から外れるケースが増加③学芸員として研究能力は必須でありながら、科研費代表申請資格が与えられない④大学で付与される学芸員資格と現場で求められる専門性・実務能力の乖離である。その上で最終的な提言には、設置主体を条件とした登録博物館／博物館相当施設／博物館類似施設といった不整合な制度を取り繕う現行の扱いをやめ、全ての博物館を一体的に扱う新博物館法制定の必要性と、国立館に指導的立場を法的にも与えること、「登録」制度を博物館の水準を維持するため再審査を伴う更新制度として設計すること、そして研究機能の充実を目指して学芸員を研究者と位置づけ、予算措置など基準の柔軟化を図るべきと記されている。報告や討論を通じて、日本学術会議の想定する博物館像は、どちらかと言うと欧米の大型博物館を想起させたが、「提言」の中に「国立館の指導的位置づけ」という観点が持ち込まれているのもその現れだろう。序列化のおそれもあるが、日本の博物館レベルの底上げを図れるというわけだ。

一方、日博協の「報告書」では、現状についてより細かに分析が行われ、博物館登録制度に盛り込むべき内容が示された上で、実際に「新たな登録基準案」が提示されている。一元化された登録審査要件を設定すること、博物館活動の向上に資するための点検制度（登録更新制度）を導入することについては「提言」と同様の指摘だが、現在ある博物館の実態と乖離しないよう細かな配慮がなされているところに特徴がある。特に地域に根ざした小規模館の活動を評価し、登録制度に漏れることのないように制度設計する必要性が注記されており、こういった博物館の継続的な活動を担保するためにこそ、登録制度が活用されるべきとも記されている。よってこの新たな登録基準案は、どの館にも共通する「ミニマム・スタンダード」となるはずだが、博物館の実態が現状のままでは意味が無い、機能強化に資するように新たな制度は位置づけられるべきではないかという意見も交わされた。そのため別途、上位の登録制度を制定することについても提起された。

後半の総合討論では学芸員養成の問題が中心議題となった。学部卒で資格が与えられる学芸員を研究者と認められるのか、日本学術会議内、つまり大学関係者間では論議を呼んだという。実際の学芸員採用においては修士以上が求められていることから、資格自体を大学院で付与する必要性も論じられたが、大学にとっては取得可能資格の有無が学生集めを左右することもあり、改正は容易ではない。ならば大学院でのみ取得可能となる上位資格を設けるか、あるいは学芸員資格そのものを撤廃することが考えられる。事実、学芸員を単位取得によって認められる国家資格としているのは日本特有のシステムである。いずれにせよ、専門性の高い学芸員を求めるのか、雑芸員とも揶揄されるがジェネラリストとしての側面を評価するのか、今後日本の博物館がどのような学芸員像を描くのか、その議論が急がれる。

Optec Spotlight



ERCO Optecは、美術館・博物館の照明に必要な機能と品質を全て持ち、さまざまな展示様式にも柔軟に対応することができるLEDを光源としたスポットライトです。
ERCO 独自開発・製造の最新型光学レンズシステムにより、作品のみをアクセント照明するスポット配光から、壁面を均一に照射するウォールウォッシャ配光、**8m**超の高天井の空間にも対応する高出力タイプまで幅広く品揃えされており、鑑賞者だけでなく運営者もストレスなく最高の光環境を構築できます。

ERCOでは長年にわたり培ってきた世界中の展示空間における経験をいかして、製品だけではなく、最適な照明ソリューションの提案をいたします。

ERCO

ライトアンドリヒト株式会社 〒105-0014 東京都港区芝2-5-10 TEL:03-5418-8230 / FAX: 03-5418-8238
※平成27年1月より社名変更いたしております(旧社名:エルコライティング株式会社)。

今回のシンポジウムはそれぞれの内容と背景の周知が中心であり、議論に向けた第一歩として位置づけられる。参加されなかった方も、ウェブで簡単に手に入るの、まずは「提言」と「報告書」を一読されたい。今年秋には文部科学省と文化庁の組織改編が予定されており、今後博物館行政は文化庁に一元化されるようであるし、博物館の所管が教育委員会から首長部局に移される動きもますます進んでいる。さらには特定の美術館にマーケットとの結びつきを強化させる国の施策さえちらつき始めた。こういった変化が続くなか、われわれ美術館人としての議論の高まりが社会から求められていると感じるばかりである。そこでまずは筆者から一つ問いたい。今回のシンポジウムの議論の端々で、日本学術会議も日博協も、博物館が社会教育法に位置づけられる現状を問題の発端と考えているように思われたが、果たして問題の本質はそこにあるのだろうか。むしろ筆者は、教育の観点から捉えた日本の博物館には、他国に誇る側面もあるように感じているのだが、どうだろうか。5690館の博物館のうち、数の上では2割近くに上る美術館は、その設立の歴史と現状に鑑み、自らの考えを深め、意見を示す必要がある。「原則と行動指針」を手にしたわれわれには、そのための準備は整っているはずだ。

「シンポジウム これからの博物館の在るべき姿」博物館法をはじめとする関連法等の改正に向けて」

主催：日本学術会議史学委員会・博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、公益財団法人日本博物館協会

日時：1月20日（土） 13:00~17:00

会場：独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 地下セミナー室

報告者は日本学術会議より小佐野重利氏（日本学術会議委員、東京大学大学院教育学研究科特任教授）、芳賀満氏（日本学術会議連携委員、東北大学高度教養教育・学生支援機構教授）、日博協より山内平氏（日本博物館協会「博物館登録制度の在り方に関する調査研究委員会」主査、西宮市員類館顧問）、栗原祐司氏（上記調査研究委員会委員、京都国立博物館副館長）の4名。さらに矢島國雄氏（上記調査委員会委員、明治大学文学部教授）および栗田秀法氏（名古屋大学大学院文学研究科教授）の2名が加わり、総合討論が行われた。